

STEP

1

交付通知書(はがき)を受け取ったら



交付通知書は、1月以降に発送します。交付通知書には、交付場所・受け取り期限が記載されていますので確認してください。

STEP

2

交付予約をしましょう



スムーズに交付ができるよう予約受付を行います。予約のある方を優先しますので、予約をされていない方はお待ちいただくことになります。なお、当日交付出来ない場合もありますのでご了承ください。

電話による予約受付／市の個人番号カード専用ダイヤル (☎541-2500) 平日 8時30分～17時15分、土曜日 8時30分～12時 ※日曜・祝日・年末年始を除く
市民課窓口での予約受付／平日 8時30分～17時15分、土曜日 8時30分～12時 ※日曜・祝日・年末年始を除く

STEP

3

交付通知書に指定された交付場所へ



交付通知書に記載されている交付場所(市役所新館・吹上支所・川里支所のいずれか)に必要な書類を持参してください。

交付受付時間／9時～18時
交付時間／9時～19時

STEP

4

カードの交付・取得



交付窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定し、カードを交付します。交付窓口で暗証番号の設定をしますので、あらかじめ暗証番号を考えておいてください。

【暗証番号】

利用者証明用電子証明書・住民基本台帳事務用・券面事項入力補助用／数字4桁(同じ暗証番号を設定することもできます)

署名用電子証明書／英数字6文字以上16文字以下で設定できます。英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です

必要書類

■本人交付の場合

○交付通知書 ○通知カード ○本人確認書類(15歳未満の方又は成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要)^{※1} ○代理権の確認書類(15歳未満の方又は成年被後見人の法定代理人のみ)^{※2} ○住民基本台帳カード(お持ちの方)

※1 本人確認書類とは／①次のうち1点 住民基本台帳カード(写真付のものに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書 ②①をお持ちでない方は「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、鴻巣市が適当と認める2点(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証(本人確認書類について有効期限のあるものは有効期限内のものに限る)

※2 代理権の確認書類とは／戸籍謄本その他の資格を証明する書類(「本籍地が鴻巣市である場合」又は「ご本人が15歳未満の方で代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

■代理人交付の場合

ご本人が病気、身体の障がい、その他やむをえない理由により、指定された交付場所に来庁することが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

○交付通知書 ○通知カード ○ご本人の本人確認書類^{※3} ○代理人の本人確認書類^{※4} ○代理権の確認書類^{※5} ○ご本人の来庁が困難であることを証する書類^{※6} ○住民基本台帳カード(お持ちの方)

※3 ご本人の本人確認書類とは／^{※1}本人確認書類①を2点又は^{※1}本人確認書類①②を1点ずつ若しくは^{※1}本人確認書類②を3点(うち顔写真付きを1点以上)

※4 代理人の本人確認書類とは／^{※1}本人確認書類①を2点又は^{※1}本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ

※5 代理権の確認書類とは／法定代理人の場合＝戸籍謄本その他の資格を証明する書類(本籍地が鴻巣市である場合は不要)、その他の場合＝委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料(交付通知書の「委任状」欄に必要事項を記入することで可)

※6 ご本人の来庁が困難であることを証する書類とは／本人の障害者手帳・施設等に入室している事実を証明する書類





個人番号カードを申請した方へ 個人番号カードの交付が始まります

問い合わせ／市民課住民担当(内線2432)



「ひなちゃん」と「マイナちゃん」による マイナンバーに関する重要なお知らせ



問い合わせ／社会保障・税番号制度導入プロジェクト(内線2297・2310)

その1 通知カードが届いたら大切に保管を！

通知カードは、個人番号カードの引渡しの際に返却が必要であり、また、個人番号カードを申請しない方については、今後の行政の手続きでマイナンバーの提示が必要な際の確認書類となります。

通知カードに有効期限はなく、紛失した場合は市民課にて再発行の手続き（再発行手数料500円）をしていただくこととなります。カードには、マイナンバーや氏名、住所等の個人情報も記載されていますので、大切に保管しましょう。



その2 平成28年1月以降、市の窓口で行う税・社会保障分野の手続きの際には、通知カード又は個人番号カードをお持ちください！

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始されることに伴い、市税関連の証明発行等の手続き及び医療・介護・年金の手続きや、生活保護、児童手当、保育所の入所、その他福祉の給付等の手続きにおいて、マイナンバーの確認と本人確認を窓口にて行います。市で手続きを行う際は、通知カード又は個人番号カードを持参していただきますようお願いいたします。

なお、通知カードでマイナンバーの確認を行う際は、通知カードのほかに本人（身元）を確認する書類（運転免許証や旅券等）が必要となります。



マイナンバー総合フリーダイヤルを開設

通知カードや個人番号カードに関すること、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせに対応するため、国がマイナンバー総合フリーダイヤルを開設しました。音声ガイダンスに従って、聞きたい情報のメニューを選択してください。

【電話番号】0120-95-0178（無料）

受付時間／9時30分～22時（土・日・祝日は17時30分まで）※年末年始を除く
なお、下記のとおり、既存のコールセンターについても、継続して利用が可能です

■番号制度全般に関する問い合わせ

国のマイナンバーコールセンター（☎0570-20-0178）

受付時間／9時30分～22時（土・日・祝日は17時30分まで）※年末年始を除く

■通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

国の個人番号カードコールセンター（☎0570-783-578）

受付時間／8時30分～22時（土・日・祝日は9時30分～17時30分）※年末年始を除く

■市の個人番号カード専用ダイヤル（☎541-2500）

受付時間／8時30分～17時15分（土曜日は12時まで）※日・祝日・年末年始を除く

